日本材料学会優秀講演発表賞規程

平成16年2月20日決定

- 第1条 本会は日本材料学会優秀講演発表賞(英文名, JSMS Award for Best Presentation)を設け、本規程によって本会会員個人に授賞する。
- 第2条 本賞は総会・学術講演会における特に優秀な講演発表者に対して授与する。
- 第3条 本賞は賞状とし、副賞は設けない。受賞者の発表は学会誌および本会ホームページにて行う。
- 第4条 受賞対象者は満35歳未満(当該年度4月1日現在)の会員で、受賞は1人に対して原則1回とし、学生会員(講演申込み時)として受賞した場合は、正会員または賛助会員としてさらに1回 受賞できることとする。
- 第5条 優秀講演発表賞選考委員会は、受賞者の発表を迅速にするため企画事業委員会に置く。選考委員 長は企画事業委員長とし、オーガナイズドセッションの代表者および企画事業委員若干名をもっ て構成する。本選考委員会は選考結果を直近の理事会に報告する。